

公益財団法人モラロジー研究所 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また職員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 子を養育する職員が働きやすい職場環境づくりを促進する。

<対策>

- ①看護休暇の取得条件や日数等を改め、一層使いやすくなるよう制度を改定する。
- ②男性職員の育児休業取得率を 20%まで引き上げるための施策を実施する。
- ③在宅勤務（テレワーク）制度等の新たな働き方の導入を図る。

目標 2 所定労働時間を段階的に 1,950 時間に削減するための取り組みを実施するとともに、月 35 時間以上の残業を抑制するための施策を実施する。

<対策>

- ①年間所定労働時間を削減するため、段階的に年間休日数を 120 日に増やす。
- ②会議・会議資料の削減および決定プロセスの見直しを図る。
- ③業務の相互支援体制を構築するとともに、新規業務については遂行方法を十分検討し、既存業務と併せた業務量が増大しないよう努める。
- ④職場単位で週一日以上の「ノーワークデー」を実施する。
- ⑤原則として 22 時以降は全館消灯体制とする等、時間外労働を抑制するための取り組みを実施する。

目標 3 一人当たりの年次有給休暇取得率を 60%まで引き上げるための取り組みを推進する。

<対策>

- ①計画的な年次休暇の取得や長期休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める。
- ②勤続年数に応じて 5~10 日間程度の連続した有給休暇の取得を促す制度を創設する。